

平成24年第1回(3月)

篠栗町議会定例会

3月12日(一般質問)

平成24年 第1回 定例会 会議録

日時 平成24年3月12日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長 谷武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	藤 和義
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	城戸 清壽
財政課長	中山 博之	会計課長	村瀬 治邦
まちづくり課長	城戸 安行	税務課長	芳野 忠
住民課長	藤 佳光	国保健康課長	石内 清之
福祉環境課長	小南 満代	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	鮎川 高敏	産業観光課長	三明 祐治
建設課長	藤 博文	上下水道課長	安河内 正邦
学校教育課長	松田 秀幹	社会教育課長	岡 節子

出席した議会事務局職員

局長 清原 真也 主事 高濱 守央

開会 午前 10 時 00 分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日の日程に入ります前に、東日本大震災から 1 年が経過いたしました。一日も早い救済と復興を願いますとともに、犠牲となられた方々の御冥福をお祈りし、ただいまより黙祷をささげたいと思います。

（黙 祷）

ありがとうございました。

傍聴者の皆様へお願ひいたします。

議場の秩序を乱し、議事の妨害あるいは他人の迷惑となるような行為は慎んでいただきますようにお願ひいたします。

なお、皆様へ配付しております「一般質問通告書一覧」 1 ページにございます注意事項も厳守していただきますようにお願ひいたします。

日程第 1 、一般質問を行います。

質問者は 8 名でございます。

質問時間は、申し合わせにより、答弁を除き 1 人 30 分以内といたします。

この際、議員の皆様に議事進行に際してのお願いを申し上げます。

本会議での議論が活発になることが大事であると考えますので、多少の発言のずれは認めたいと思います。

後日、テープ起こしをして精査するために、最終日まで時間をいただき、議長判断を報告させていただきます。御協力をお願ひいたします。

それでは、順次、質問を許可いたします。

質問順位 1 番、荒牧泰範議員。

○ 12 番（荒牧泰範君） おはようございます。議席番号 12 番、荒牧でございます。

2 点ほど町長にお尋ねいたします。

まず、1 点目、社会教育課のサークルの相互乗り入れをということで、現在、クリエイトや各体育施設等において多種多様の教室やサークル活動が行われております。社会教育課をはじめ関係各位の努力により、施設の利用率は近隣自治体よりも高く、大変喜ばしいことだと思います。

しかしながら、利用時に、その団体に占める町内在住者の比率制限や町費を伴う社会教育課の事業への町外者への規制など、ある意味で閉鎖的な面も伺えます。町外の方から、「参加したいけれども断られた」という話も聞きますし、逆に、「隣町の施設を利用したいのだけど」という町民の意見もあります。

平成の大合併が成功しているとは言いがたいですが、私は、効率的な近隣市町との合併は進めるべきと思いますし、国の財政難による構造改革で、恐らく逃れることができないであろう道州制への移行を視野に入れたとき、今から徐々に広域化への変化をしていくべきだと思います。

もちろん納税者である町民の皆様方が不利益をこうむるようなことがないように優先順位等の制度整備を行った上で、各自治体が持つ施設のなお一層の有効利用と高齢化社会を迎える、多種多様化する趣味にも対応するため、糟屋地区全体での事業遂行が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、ブックセンター誘致を再度願うということで、以前お尋ねしておりましたブックセンターの誘致について、答弁において町長は、「私のところへ町民の皆様からその声が余り大きく聞こえてこない」ということでしたが、その後も、私が耳にする限り、多くの町民の方から要望の声が聞こえてきますし、実際に土日や平日の夕方に近隣町の本屋に立ち寄りますと、篠栗の方がお子さん連れで本を選ばれている姿がよく見受けられます。

欲しい本を買いたくても連れていってもらえる子ばかりではなく、保護者が共働きで時間がとれない場合や車を所有していない、もしくは車を仕事に使用しているため通常使えないなどの御家庭もあり、公共交通機関を使用するのにも、生徒・児童にとっては大きな出費となります。ぜひとも、移動弱者である子どもたちが徒歩や自転車で本を買いにいけるように町内に書店を誘致していただきたいと思いますが、現在の町長のお考えや新たな動きなどがあればお聞かせください。

以上、終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） おはようございます。それでは、質問順位1番目、荒牧議員の二つの質問について、順を追って答弁いたします。

まず、「社会教育課のサークルの相互乗り入れを」という御質問でございます。

ただいまの御質問で、篠栗町が取り組んできた町民の主体的な学習支援体制と町民のニーズにこたえる生涯学習の機会や健康・体力の保持増進活動の支援等、学習の場の充実に努めてまいりましたが、町外の皆さんにも御理解いただいていることを大変うれしく思っております。

篠栗町では、定期サークル活動に重点を置く施策に取り組んでおり、社会体育のサークル登録は10人以上で、かつ町内居住者もしくは町内在勤者が半数以上の団

体、クリエイト篠栗の生涯学習サークルの登録は、構成員中町内居住者もしくは町内勤務者が最低10人必要で、それ以外は町外者の参加も可能でございます。定期サークル活動の主体はあくまでも町民としながらも、サークル内での町外者の参加に門戸を開いております。

また、スポーツ・生涯学習とともに定期サークル活動促進と定着を図るため施設利用料金5割を減免し、年に一度申請をいただくことで、毎回利用時の申請手続を免除する措置を実施いたしております。

この施策を進める中、スポーツ・生涯学習を合わせて平成23年度224団体、4,163人が定期サークル活動に参加いたしております。平成22年度利用実績は約20万5,000人で、これは社会教育施設の年間総利用実績のおおむね53%に当たる利用をいただいております。

さらに、一般利用申請は、申請時期や利用料金に差をつけた上で、町外者の利用も受け付けております。

クリエイト篠栗主催講座を平成23年度25講座188回開催し、講師費用等は約270万円で、おおむね6割が町費負担でございます。

御質問の受講者募集を郡内市町相互に広げることは、それぞれの社会教育方針や施策、費用負担、施設の管理運営方法の違いなど解決すべき課題が多く、実行は現状難しい状況でございます。

また、講座の開催数が限界で、これ以上ふやせない中、受講者決定を抽せんによることもあります、町民の御理解をいただくのは現状では厳しいかと思われます。

ちなみに、社会体育施設は、福岡都市圏において圏内の施設オープン化の要請が福岡市からたびたびあっておりますが、郡内では地元住民の利用確保が阻害されると考え、導入に至っておりません。

現在の施設利用状況は、平日の昼はまだ余裕があるものの、夜間や土日・祝日は満杯状態でございます。この状況で規制のない広域化は、飽和状態の都市圏利用者が押し寄せ、町民が不利益をこうむる懸念も払拭できません。

なお、近年、都市圏からの幼・保・小学校の遠足等がカブトの森芝生広場に激増し、春そして秋は団体の重複調整に追われ、町内来園者からは事前に告知するよう要請を受けております。

昨年より掲示板を設置しておりますが、町民の利用が阻害されているとの御意見もいただいております。これらを踏まえて、納税者の受益優先と住民サービスを考慮すると、現状での管理運営が最前と判断しております。

今後とも、町民の多種多様なニーズをとらえながら、特色ある生涯学習の充実に努めてまいります。

ところで、御質問の「社会教育サークルの相互乗り入れを」という御意見から、合併論を論じることは多少強引過ぎると思いますが、2011年8月26日に国において成立いたしました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進」(いわゆる第二次一括法)では、事務処理特例条例(都道府県条例による都道府県と市町村の権限配分の見直し)についての定めがございます。今後、詳細な論議を要するところではありますが、平成24年度以降、大枠として、事務処理部局を関係市町において共同設置することが可能となりそうです。

市町村における非政策的、非裁量的、非効率的な事務については共同設置化することができるわけでございまして、例えば、A、B、Cの3町で徴収課や監査部局を共同設置してノウハウを共有化し、事務を効率化するといった方法でございます。そのような手法を取り入れることによって、例えば、糟屋郡内の社会教育課管理の文化体育施設について、郡内の実質的な相互利用等も可能になる道が開かれる可能性も持っているわけで、今後の検討課題であろうかと思っております。

2番目のブックセンター誘致を再度願うという御質問でございます。

昨年9月の定例会において、荒牧議員から、書店を町で誘致してはという御質問がございまして、私からも答弁いたしました。

まず、今回の質問の中に、「私のところへ町民の皆様からそのような声が余り大きく聞こえてこない」と答弁したというふうにあります、そのとき私から答弁いたしましたのは、「書店がなくなってしまって寂しいという話は聞くが、書店を町内に開店させてほしいといった、そういう申し出はお聞きしたことはございません」と申し上げたものでございます。

さて、昨年9月から10月にかけて、現在取り組みを進めております次期総合計画策定に係る中学生アンケート調査を町立中学校の3年生全員を対象に実施いたしました。当該アンケート調査の結果につきましては、昨年12月定例会の際に議員の皆様全員にお配りいたしたところでございます。

その中の自由意見等において、「(若年者対象の)服飾等の店舗、雑貨店、家電量販店、書店など、町内に店舗をふやして活気づけるとよい」といった意見が割と多くございました。これは書店に限らず、現在、町内に開業していない業種の店舗を要望するというのは、当然といえば当然のことと思われます。

議員が言われるように、書店や子どもたちが望むさまざまな店舗が町内にできれ

ば、町民の利便性が高くなることは間違いないでしょう。しかし、現在、そういうった店舗は町内に存在していないのは、あくまでも商業ベースに乗らないと企業側が判断した結果であろうと考えております。前回の御質問でも申しましたが、現在、町ができる取り組みといたしましては、小中学校の図書室も含め、図書館の充実をさらに進めてまいります。

一方、世の中の動きは非常に速いですし、企業のマーケティングも今後どのように変わっていくかもわかりませんので、必要な情報収集のアンテナを張り、これからはいろんな機会をとらえて、町内に書店を開業していただけるよう、書店組合や関係団体にも働きかけてまいります。

私は、3月6日開催の都市計画審議会の席上でも申し上げましたが、一つの業種に限らず、経済市場から眺めて魅力ある市街地形成の実現こそ町が目指す取り組みの主眼におかなければならぬものと考えております。そのようなビジョンを明確に実践していく中で、市場の出店意欲表明などの好意的な反応も生まれてくるものと期待しております。こうした取り組みを進めるべく、次期総合計画の中に織り込む準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） まず最初に、2問目の、声が余り大きく聞こえてこないというのは誤りだったみたいですので、町長答弁のほうに差しかえをしていただけますか、私の質問そのものを。

それと、1点目の県からの指導で、郡単位でやれるようになるということは非常に喜ばしいことだと思いますんで、進めていただきたいんです。そうなると町長、よくわからなかったのは、例えば各種証明書の発行なんていうのも、将来的には相互乗り入れができるようになるのかどうかを、利便性があるのかどうかを教えていただきたいのと、2点目の、町長がおっしゃるとおり、商業ベースに乗らないから、うちの町にないんですが、それをあえて行政として引っ張っていただけるような努力をしていただきたいという旨で質問しておりますんで、その分の御努力をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。この2点をちょっとお尋ねします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） まず、1点目の私が申し上げました、いわゆる今度の第2次一括法に基づく、県とのいろんな調整については、これから細部についていろいろ検討をしていく項目は多々あるわけで、今、例として、いわゆる効率化したほうが

いいと思われるものに、私が受けた研修の中で、一番にそういうふうに言われたのは監査部局であるとか、徴収課であるとかいうようなことで、ノウハウを互いに利用し合って、より高度な行政ができるようになるんじやないかというようなことでございました。

そういうことが考えられるということで、今、お話があった社会教育課関連の相互施設の乗り入れについても可能性はあるなということで、具体的なところで、例えば、証明書の相互発行とか、そういうふうなところまで今、論議が至っている状況ではございません。

また、これについては、一括法を検討していく中で、また糟屋郡町長会の中で、いろいろ私からも提案していく中で、具体的にできるようであれば、事務局等を置いてでもそういうふうな関連の取り組みを一括して進めていくようなことを考えていくべきであろうと思いますので、また御報告いたします。

2点目の商業ベースに乗らないけれども、本当に取り組むべきではないかというお話については、非常になかなか難しい点がございまして、じゃあ行政としてどんなことをするのかといえば、仮に空きの町有地があれば、そこをかなり低価格で提供していきながら、ここに本屋を設置する企業はございませんかというようなアンスをするとか、そういう類のことであろうかと思います。

これについては、また他の業種とのいろんな兼ね合いもありますし、慎重に検討を進めていかなければいけないかなとも思っておりますが、前向きに進めたらどうかという貴重な御意見として受けとめておきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位2番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 議席番号11番、後藤百合子でございます。

胃がん撲滅・がん予防に、胃がん検診時にピロリ菌検査を組み入れてはということについてお尋ねいたします。

日本人の死因のトップはがんです。特に胃がんは毎年11万人が発病し、年間約5万人が亡くなっています。胃がんによる死亡者数は40年間横ばいであります。減少するためには新しい施策が必要です。また、胃がんで亡くなる人の56%が日本、次いで韓国、中国に集中しており、東アジアの地域病とも言われております。

ここでお尋ねいたします。

本町において、胃がんで死亡される割合はどのくらいですか。

次に、本町での国民健康保険における医療費総額と1人当たりの医療費の現状と疾患別で、がんに係る医療費と、その中でも胃がんにどのくらいの費用がかかって

いるか、お尋ねいたします。

次に、ピロリ菌という言葉を最近よく聞きます。ピロリ菌はヘリコバスター・ピロリという胃の中に好んで生息し、胃の壁を傷つける細菌で、1982年にオーストラリアの2人の医師に発見され、多くの研究でピロリ菌が慢性胃炎や胃潰瘍、十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因であることが報告されております。

2005年にこの2人の医師に対してノーベル賞が授与されております。最近の研究で、胃がんの原因の95%はピロリ菌であり、感染症であるということがわかつきました。ピロリ菌に感染していない人が胃がんを発症することはほとんどなく、胃潰瘍や十二指腸潰瘍患者の8割から9割がピロリ菌感染者です。ピロリ菌がいれば胃・十二指腸潰瘍が治ったとしても、1年後には多くの人が再発するが、ピロリ菌を除菌すれば、それ以後はほとんど再発しないと報告されています。

将来的に胃がんにならないようにするためにには、ピロリ菌の有無を調べる検診は町民にとって大変に有益なものです。この検査は簡単な血液検査で、容器に息を吹き込むことでわかる機器もあります。バリウムを飲むような抵抗はありません。費用は血液検査で1,500円程度、全国の年間がん医療費は3,000億円、50歳以上の方は5,000万人、検診率が50%として考えると、自己負担金を除く検診料は210億円と推定されております。現状に照らせば費用対効果が明白です。今、団塊の世代の方は既に還暦を迎え、胃がん発症年齢になられております。したがって、2020年ごろには胃がん発症のピークを迎えると言われております。そのためにも、ぜひ胃がん検診にピロリ菌検査の導入を考えただけないか、尋ねます。

また、もう一つ質問なんですが、特にピロリ菌の感染率が高い団塊の世代以上の方を優先に検査して、胃がん撲滅に力を入れていただきたいと考えますが、町長、いかがでしょうか。

ピロリ菌に負けない健康、長寿の篠栗町をつくるため、まさに本町が治療重視の医療から予防重視への転換を推進しておられます、このことは非常に有効ではないかと思います。ぜひとも、がん撲滅にピロリ菌検査の導入について、町長の御所見をお伺いいたします。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの質問に対して答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、後藤議員の御質問にお答えいたします。

先週の参議院議員の委員会審議の中でも、公明党の松あきら議員から、ヘリコバスター・ピロリ菌と胃がんとの関係について、厚生労働省の次官あるいは労働大臣に対してさまざまな御質問があつておりました。きょう後藤議員から御質問をいただいているのと同様の内容でございました。

さて、「胃がん撲滅・がん予防にピロリ菌検査を」について、4点の御質問をただいまいただきましたので、順を追つて答弁いたします。

1番目の「本町において胃がんで死亡される割合はどのくらいですか」ということでございます。これはすべてのがんに対する割合でございます。福岡県保健統計年報によりますと、平成21年度篠栗町の死亡者240人のうち悪性新生物、いわゆるがんでございますが、がんによる死亡者は69人でございました。このうちの胃がんでの死亡者は14人、率でいいますと20.3%でございます。

ちなみに、福岡県の死亡者4万4,879人のうち悪性新生物による死亡者は1万4,312人であり、このうち胃がんの死亡者は1,906人、13.3%でございます。福岡県の胃がんでの死亡率は、47都道府県中、低いほうから15番目でございます。

2番目の質問の「国民健康保険における医療費総額と1人当たりの医療費の現状、また疾患別でがんに係る医療費、またその中でも胃がんにどれぐらいかかっていますか」という質問でございますが、平成22年度医療費総額は約22億1,100万円でございました。被保険者7,243人で割りますと、1人当たりの医療費は約30万5,000円でございます。また、医療費総額の中で1件当たり50万円以上のがんに係る医療費の合計は約1億3,280万円でありますと、そのうち胃がんに係る医療費は約2,100万円、全体のがんに係る治療費のうちの15.8%でございます。

3番目の「胃がん予防・撲滅のため胃がん検診にピロリ菌検査の導入を」及び4番目の「特にピロリ菌感染率の高い団塊の世代以上の方を優先に検査を行つては」という二つの質問については関連性がございますので、まとめて答弁いたします。

町では、がんの予防及び早期発見の重要性を強く認識しておりますと、健康増進法に基づき、国が定める「がん検診実施のための指針」、いわゆるガイドラインに従つて検診を推進しております。

このガイドラインは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立した方法を国として推奨するもので、がん検診事業を実施する際のよりどころとなるものであります。

町の胃がん検診では、このガイドラインにおいて、死亡率減少に唯一効果があるとされている胃X線検査を採用しております。

議員御質問のピロリ菌、正式には、先ほどからお話をあっておりましたヘリコバスター・ピロリ菌は、胃粘膜萎縮の進展に関与し、発がんの原因となる細菌と言われておりますが、感染した人すべてが胃がんになるわけではありません。ピロリ菌が原因となる胃がんは、小児期におけるこの菌に感染した方が高齢者になってから発症するようでございますが、その数は少数と言われております。

また、40歳以上の7割の方がこの菌に感染していると言われておりますが、ピロリ菌検査では、感染しているかどうかはわからない。胃がんの検診では胃がんの診断というのはできない状況でございます。ピロリ菌に感染しているかの測定方法は、胃内視鏡検査や血液検査、尿検査での抗体測定、尿素呼気テスト、便中抗原とさまざまございます。

ガイドラインにおいては、ピロリ菌検査について、ピロリ菌の除菌が胃がんの死亡率を低下させる効果の実証が不十分としまして、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。

ピロリ菌検査については現在も研究が進められておりすることから、その情報収集に努めるとともに、研究成果が集積して、将来的に国が新たな方針を示したときには、それに沿って対応してまいりたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 11番、後藤百合子議員。

○11番（後藤百合子君） 町長の御答弁と私の資料で発表したことが、数字的にも多少食い違いもあるし、お考えも多少違うんですけども、要するに、国のいろんな研究成果を集積して、将来的に国が新たな方針を示したときにはという御答弁をいただきましたけれども、うちの町らしくないお答えだとちょっと感じました。これまでにも篠栗町は町民のために健康第一に考えて、他町よりも早くいろんな施策に取り組んでこられた篠栗町なんですね。果たしてそれでよろしいでしょうかと思うんですが、これは本当に年間のがんの死亡率がずっと5万人という数字が出ております。やはりいち早く取り組むべきではないかと思います。

また、町単で難しい面もあると思いますけれども、実際にこの取り組みに高崎市とか大田原市とか埼玉県の越谷市とか愛知県岡崎市とか、いろんな実例がたくさんあります。また、神戸製鋼所とか企業でもピロリ菌検診をスタートさせています。

このように、いろんな自治体でいろんな実例がありますので、よく調査されて、国策を待たずに、早く町としてもしっかりとそれに取り組んでいただきたいと思

ますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほど申し上げました先週の国会での国と議員とのやりとりの中でも多少の食い違いがございました。私どもも、これまで、これは確実に効果があると判断する予防接種であるとか検診であるということについては、他の自治体よりも先んじていろんな取り組みをしてまいりました。高齢者の肺炎球菌ワクチンであるとかがそうでございますが、今後、私どもではまだ見えないところがございますので、今、お示しいただいた各自治体の動向等もしっかり私どもも勉強いたしまして、また方向性が具体的に進めようということになれば御報告したいと思います。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位3番、今長谷武和議員。

○3番（今長谷武和君） おはようございます。議席番号3番の今長谷でございます。3月11日、昨日、東北大震災から1年が経過し、災害のニュースも放射能汚染の状況等が紙面を騒がせております。しかし、いまだに仮設住宅や避難先で暮らしている状況の報道は余りされておりません。

被害者の多くは高齢者が占めております。自然災害や人的災害が発生した場合、高齢者が高比率で被害をこうむっている状況でございます。災害対策についての論議が今後、必要不可欠と考えられますが、しかし、現状では大規模な災害対策を早急に対応することが難しいと思いますので、まずは身近で発生しております高齢者増加傾向にある状況を踏まえ、高齢者対策についてのお考えをお伺いいたします。

一言で高齢者対策と申しましても多種多様に幅が広く、数年前から各自治体で検討されている課題、孤独死、孤立死の増加傾向についてお伺いいたします。

年々、高齢者夫婦世帯、独居老人、老老介護世帯が増加傾向にあると認識しております。特に、ひとり暮らしの高齢者は周りとのつき合いが疎遠になる傾向が強く、みずから活路を見出せない人のために援助の手が必要不可欠だと思います。介護制度は機能していますが、制度の恩恵が受けられない高齢者も多数いらっしゃるのが現状です。

人はいずれ死を迎えます。理想は自宅で家族や友人にみとられ成仏することが最良とは思いますが、しかし、人知れず、ひとりで他界する人が多くなっております。これは現在の核家族化社会が一因だと思いますが、悲惨なのは、死後何日も発見されない方々です。この事例も年々増加傾向になりつつあり、国の対策として、孤立死

防止推進事業が2007年から実施されました。そこで、我が町の孤独（孤立）死防止に対しての方向性及び対策を町長へお伺いいたします。

加齢から来る体力の衰えから、日常生活の炊事、掃除などが面倒になり、お酒やインスタント食品、レトルト食品で済ませている場合が多く、特にひとり暮らしでは、老いてくると体力が衰え出し、精神面も維持できなくなっていく現状の姿を見られるのが恥ずかしいとの思いから、人との交流が疎遠になる例や、老人性難聴、白内障、認知症を発症して自閉的になる場合、また身の回りのことができていても、健忘症を伴い、探し物ばかりして心に余裕がなくなり生活ができなくなる場合、習慣・環境の変化に抵抗を感じ、ストレスから感情的になり、会話がつながらない場合、高齢者特有の自己主張が強くなり、残念なことなんですが、家族、子どもさんとの連絡が疎遠ぎみになるなど、孤立状況になる要因として、高齢者自身が抱える問題も考えられます。孤独（孤立）死者は、家族や地域社会から距離を置いての生活者に多く見られる現象であり、精神的ストレスから来るアルコール依存や貧しい食生活等から、心身の不調や病気に至り衰弱しても、病院での受診や介護支援等の公的サービスも受けられず放置された場合や、衰弱していなくても、緊急時に連絡がとれない場合も実例としてございます。

実例からの分析によりますと、孤独（孤立）死をもたらす要因は大きく3点に整理されると思われます。一つは、病気につながる不健全な状況の場合、二つ目は、必要な介護や治療が受けられない状況の場合、また三つ目、ひとり暮らし等で付近とのつき合いがない場合、要因の改善を指導・支援することにより、減少させられると考えます。

主立った死因も突然の病死・衰弱死・老衰であり、早期に状況が把握できれば対策をとることができ、延命の可能性が大きいと考えられます。各要因・各死因から孤立死を検討すると、早期の状況把握が重要であり、それにつなげるルートの構築が必須課題となります。猜疑心が強くなることや健忘症等の加齢に伴う特有の問題点の解決には、医師や経験者の協力が不可欠であり、民生委員や福祉担当の方々では解決は難しいと考えます。また、治すことが可能であればよいのですが、本人の問題であり、現状を受け入れた対応が必要ですので、幅広く細かいところまでの状況を把握するには、近隣住民の協力も必要不可欠となると考えます。行政部署だけでは対応し切れず、町全体での取り組みの実施が重要だと思います。そこで、国保健康課長にお尋ねいたします。

事前に高齢者、独居老人世帯の生活状況の早期把握が重要だと考えますが、高齢

者世帯の世帯数や生活の現状の把握状況はいかがなものでしょうか。

以上、お答えのほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの今長谷議員の「孤立死防止、孤独死防止についての当町対策は」という御質問について、私から答弁いたします。

国保健健康課長という御指名でございましたが、通告では私もしくは福祉環境課長ということでございましたので、私から答弁させていただきます。

厚生労働省は、ひとり暮らしの高齢者等が社会から孤立した結果、だれにもみとられることなく死を迎え、死後、長期間にわたり発見されなかった死を「孤立死」と定義づけしております。

国では、孤立死防止推進事業として、平成19年度から「孤立死ゼロ・プロジェクト」をスタートさせまして、「高齢者等が1人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」を設置したところでございます。この推進会議が、平成20年3月に公表いたしました報告書の中で、「我が国においては、高齢化や核家族化の進行、集合住宅に居住する高齢者の増加に伴い、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯が急増しており、「孤立生活」を特別な生活形態ではなく、標準的な生活形態へと変化させてしまっている」との報告がなされております。

町の現状を申し上げますと、平成23年4月1日現在の住民基本台帳によりますと、ひとり暮らしの高齢者数は、男性291人、女性896人、合計で1,187人となっており、女性が4分の3を占めております。高齢者夫婦のみの世帯数は959世帯でございまして、いずれも年々増加しているところでございます。

孤立死が生じる背景には、人口構造や家族構成の変化に加えて、都市部では、借家やマンションなどの集合住宅に居住することによって、近隣との人間関係が希薄になっていること、リストラ等による生活困難や病気になって孤立化する中年層が増加していること、社会との接触を拒否する高齢者や中年層・若年層の増加により、地域とのつながりが喪失していることなどがございます。

孤立死を防止するためには、地域社会孤立する傾向にある人に再び何らかの地域との「つながり」を持つてもらうこと、そのためにさまざまな角度からさまざまな人が声かけのできる地域のネットワークをつくること、つまり「地域力」の向上が非常に重要でございます。

このような観点で、町では昨年3月11日の東日本大震災を契機に、現在、災害

時の要援護者支援システムの構築に取り組んでおります。対象者は65歳以上のひとり暮らしの方、65歳以上の世帯で生活している方、介護予防の要介護認定が1以上の方、障害者手帳等を所有していらっしゃる方のうち、みずから要援護者として登録を希望される方としております。

昨年10月に対象となる方3,700人に対し、災害時要援護者として登録を希望するか否かを民生委員による個別訪問や返信用封筒を同封しての登録希望を確認したところでございますが、その結果、現在783人が登録申請をされております。町では、このシステムを災害時のみに活用するのではなく、ふだんの高齢者の見守り活動に生かしていきたいと考えております。

このほか孤立死対策にもつながる施策といたしまして、町による配食サービス事業、緊急通報システム貸与事業、介護保険を利用している高齢者にはケアマネジヤーやホームヘルパーによる定期訪問、民生委員による見守り活動、社会福祉協議会によるいきいきサロン活動、乳酸飲料の配布事業により、対象者の生活状況の把握を行っているところでございます。

孤立死は、人としての尊厳を損ないかねない痛ましい事態でございます。ひとり暮らしの高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町といたしましても、社会福祉協議会、民生委員、福祉協力員、地域の団体、介護保険サービス事業者などと協働し、地域で見守るネットワークの拡充や緊急時に速やかに対応できるサービスの充実を図り、孤立死ゼロを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 3番、今長谷武和議員。

○3番（今長谷武和君） 全国的に民生委員さんの定数がなかなか満席になるのが難しいということを聞いております。篠栗町では、町民の方の御協力で定数を確保されていると思うんですけれども、民生委員さんだけでは民生委員さんの負担が増すばかりなもんですから、例えば新聞店さんとか、郵便局とか、宅配便とか、そういうところと連携しながら私はやっていくのがいいんじゃないかなと思いますけども、それについての町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどの答弁でも私からも申し上げましたが、今、町では民生委員の皆様方も当然でございますが、福祉協力員、あるいは各区のお世話役の方々、社会福祉協議会、それから介護保険サービスの事業をしていらっしゃる業者等々と一緒にそういう見守りの体制を行っておるところでございます。

当然のことながら、今後、対象となる人口もふえてくることも予想されますから、今、お話をあつたような地域の公共業務に従事されてあるような皆様方にも、今後は御協力をお願いすることも必要になろうかと思いますので、そのときはまた具体的にお示ししていきながら御相談してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（今泉正敏君） 3番、今長谷議員。

○3番（今長谷武和君） それでは、特に高齢者の方が、区とか組合加入率が非常に低くて、民生委員さんも、正直申しまして、独居老人さんが住んである場所もわからないということも出ていると思いますので、町として、こういう独居老人とかひとり暮らしの方たちに対して、できるだけ区とか組合に加入されることを進めていただきたいと思います。これは要望としてお願ひいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位4番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） おはようございます。議席番号8番、松田でございます。きょうは2点質問させていただきます。

まず、観光について質問いたします。

「『地域の光を見る』という意味が語源とされる観光、それはとりもなおさず、地域に眠る宝の原石を掘り出し、誇りとなるよう磨き上げていくことだろう」、これは政策提言機関「西日本フォーラム21」が、国土交通省が選定した九州の観光カリスマ8人と全国の2人が中心となって観光を通じた地域づくりの秘訣、展望を語る会議の冒頭に掲げたテーマであります。

我が町には、日本三大新四国の一つ、篠栗新四国八十八カ所の札所がある、全国的に有名な霊場のまちであります。

加えて、平成22年にオープンした「森林セラピー基地」及び「篠栗九大の森」は、観光地としてもさらなる条件を付加いたしました。空港からも、福岡の都心からも車で約二、三十分、博多駅からも電車で二、三十分、これほど恵まれたセラピースタジオはよそにはありません。

このセラピー基地効果で交流人口も徐々に増加し、リピーターも40%に達していると報告を受けております。三浦町長は、「環境、健康、観光」を町の運営のキーワードとして精力的に取り組んでおられ、その成果は確実に上がっておりまます。中でも観光は、町の財政に直接かかわる重要なビジョンであり、目下のところ、観

光協会の5団体と商工会及び行政が協力し、日夜に取り組んでおられるところであります。特に、昨年、まちづくり課が企画をし、進めている「篠栗町まちづくり住民ワークショップ」は画期的な取り組みであり、今後の進展を願うものであります。

これからは、個々における課題や戦略を取りまとめ、最終的な理想の形を描き、実践する中心的な仕組みを構築することが喫緊の課題であると思います。ちなみに、観光戦略の基本は、「地域の人づくり」と「地域の連帶」だと言われております。観光戦略の専門チームの編成による抜本的な、かつ等身大の機構改革をなし、町内にはもとより、町外、県外、さらにはITを活用しての国外戦略を進めるべしと考えております。

そこで、町長に二つの質問をいたします。

一つは、観光行政の機構改革の考えはないか、二つ目として、町長がその機構の長として直接的司令塔になれないか、以上、お尋ねいたします。

次に、熱中症対策についてお尋ねいたします。産業観光課長にお尋ねします。

地球の温度が年々上昇ぎみで、日本の夏も記録的な数値を更新しております。総務省消防庁によると、昨年の夏、熱中症で搬送された人が全国で3万5,436人、死者は計61人でございます。搬送者数は前年度より3,665人多く、46.5%が65歳以上の高齢者だったそうでございます。

高齢者のグラウンドゴルフやゲートボール、あるいは少年の野球やサッカーなど、健康広場などのスポーツ時、日陰のないところが非常に熱中症の心配があります。休憩時のひとときには日陰でくつろぐことができるよう整備をしていただけないか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それではまず、第1問目の質問に対して、三浦町長、答弁を求めます。

○町長（三浦 正君） それでは、私からは、松田議員の1番目の質問、「観光行政の機構改革について」という部分の答弁をいたします。

御存じのとおり、本町は170年以上の歴史を誇る日本三大新四国の一つ、篠栗四国霊場の地として知られているところでございまして、こうした歴史文化を踏まえて、平成22年9月にグランドオープンいたしました森林セラピー基地（心と体の癒しの効果を持つ地域）、それと、お遍路のまちを融合した滞在型の観光地「篠栗町」を売り出しているところでございます。

観光事業の推進は、篠栗町観光協会を中心に取り組んでいるところでございます

が、その中でも、篠栗町に根づいている「おせったい」の心を前面に押し出して、町内外に発信していくと考えております。

これから篠栗町の観光は、地域資源を活用した、地域が主役の着地型観光を推し進めていかなければならないと考えておりますし、地域資源を旅行者に提供するには、観光協会だけでなく篠栗町に居住されている方、農林業を営まれている方、事業経営をされている方たちが主体となった「観光地域づくりプラットホーム」を立ち上げることが必要になってくると考えております。

「観光地域づくりプラットホーム」とは、着地型観光商品の販売を行うため、地域内の商品の提供者と旅行会社、旅行者などの市場をつなぐワンストップ窓口としての機能を担う事業体でございまして、大手旅行社では企画できない、地元しかできないような旅行商品を企画し、町外に発信し、販売することが着地型観光の原点と思っておりますし、今後、篠栗町が目指す観光の姿でございます。

旅行者と地域の人との交流が、旅行者をもう一度そこに訪れたいという気持ちにさせることでリピーターの確保につながり、ひいては観光行政の発展につながると考えております。

以上のことと具体的にするためにはどのような体制が有効に機能するかの検討についてでございますが、行政の枠を越えて、必要な機構改革に取り組んでまいりたいし、提案してまいりたいと考えております。

次に、その機構の長として、直接的な司令塔になれないかということでございますが、前にも述べました着地型・滞在型観光を推進するために、私と産業観光課が先頭に立って進めるところでございまして、今後、その体制ができていく中で、私も主体的な行動をとってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、2問目の質問に対して、三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） 公園や健康広場の日陰整備についての御質問にお答えいたします。

松田議員が言われますように、このところの夏は猛暑となり、熱中症で病院に搬送される方が増加傾向にあることは皆さん周知のところです。その背景には、二酸化炭素など温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響があると言われています。地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和は国家的な政策課題であり、都市公園の整備、緑地の保全、都市における緑とオープンスペースによるネットワークの確保は、より求められているところでございます。

さて、我が町の公園、健康広場でございますが、規模の大きな公園におきましては、木陰は比較的創出できております。しかしながら、規模の小さな公園、健康広場におきましては、そのほとんどが未整備の状況でございます。今後は特に地域住民の健康増進とコミュニケーションの場となるよう、運動等が行える広場として設置しております健康広場を優先して、その管理をお願いしております各行政区の区長をはじめとする地域の皆様と合意形成を図りながら、植樹による日陰づくり、あるいはほかの方法も考慮しながら、公園、健康広場の環境の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 8番、松田國守議員。

○8番（松田國守君） この九州の観光カリスマというのは、10人と言いましたが、その中の4人だけのこの人たちの提唱したものを参考のために申し上げます。

熊本県小国町の宮崎町長、この人は新しい旅の形をリードするカリスマでございます。「地域づくりが単発に終わらないよう、行政が新しい取り組みを続けることが大事だと信じる」と。

宮崎県西米良村の黒木村長は、新しいワーキングホリデー制度のカリスマでございます。「これからは長期滞在し、知識や感動を得る体験型観光へのニーズが高まるだろう。成功は、各地が地域の特性を生かし、魅力的な受け皿をつくれるかにかかる。キーワードは、自然と本物だ」。

由布院「玉の湯」会長 溝口薰平さんは、心の活性化のカリスマでございます。「大切なのは、各ホテルが力を合わせて、まちの環境、緑、空間、静けさを守ること」。黒川温泉の新明館代表取締役の後藤哲也さんは、癒し空間の演出のカリスマでございます。「成功のコツは、客を満足させる雰囲気づくりと人づくり、そして地域の連帯だ」ということで、こういう提唱があっておりますが、まさに今、町長が答弁されました中身としてございますので、これからそうしたことを取り進めたいと思います。

あすの九州観光活性化に向けた五つの行動指針の中の一つに、もてなしの心を大切に、ゆとりと癒しで多様なニーズにこたえられる観光づくりを目指そうとあります。まさに我が町が目指すところであろうかと思います。

それから、現在、森林セラピー基地の窓口、これが役場内の産業観光課にあるわけでございますが、だれもが寄りつきやすい場に、観光の総合拠点として構える必要があるのではないかというふうに思いますが、のことだけ町長に再質問いたします。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 最後の松田議員からの御質問にお答えいたします。

ただいまはグランドオープンして1年半ということで、産業観光課を窓口にしておりますが、当然のことながら、息の長い取り組みでございまして、先ほど申し上げました新しい観光、組織というものを立ち上げていく中で、そこに移していくのが一番いい方法であろうかと思っております。

そこで、いろんなセラピー基地のことだけでなく、お遍路のこともあり、あるいは単純に旅館で心と体を癒したいという人たちの希望をかなえるという面でも、いろんなそういう総合的な窓口としての機構をつくり上げる。これは役場がつくるということよりも産業観光課、あるいは観光協会及びその参加の団体とともに、私どもと一体となって考えていくものであろうかと思います。もう少しお時間をいただきながら、長期的に持続可能な形としてのそういう機構をつくり上げたいと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ちょうど1時間を経過いたしましたので、10分休憩をとります。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（今泉正敏君） 一般質問を再開いたします。

質問順位5番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、村瀬敬太郎でございます。

我が国で省エネルギーが叫ばれまして久しいわけですが、特に東日本大震災以降、一層の省エネルギーが求められております。そこで、省エネルギーとまちづくりの方向性について質問をいたします。

①我が町では、これまでどのような省エネルギーの対策を講じてこられましたでしょうか。また、今後の計画があればお伺いします。

②平成17年度の電気事業法の改正により、電力の小売が一部自由化されました。それ以前からある電力会社のほかにPPSと呼ばれる特定規模電気事業者の中から購入先を選ぶことができ、一般にPPSのほうが料金も安価であると言われています。選択肢がふえることで経費削減の期待もでき、またバイオマスをはじめ水力、風力、地熱、太陽光などでつくられたグリーンエネルギーを使用することで、環境

を大切にする姿勢を一層アピールできるのではないかでしょうか。

③先日、日田市にあるバイオマス発電所で研修を受けてまいりました。建築廃材や生木などをチップ化し、燃料として発電しているということでした。バイオマスはカーボンニュートラルで環境に優しいとされており、オアシス篠栗のバイオマスボイラーも、この考えのもと導入されました。この環境重視の姿勢を、例えばバイオマス発電所を誘致するなど、環境に優しい産業を育成することで「環境に優しいまち」をもっとアピールされてはいかがでしょうか。

森林セラピーや観光資源との相乗効果も期待でき、近隣にはない独自のまちづくりができると思われますが、いかがでしょうか。

以上、町長のお考えを伺います。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、村瀬議員の省エネルギーとまちづくりの方向性についてという御質問の3項目について答弁をいたします。

①のこれまでの対策についてでございますが、役場では、平成19年6月に「チームマイナス6%」を発足して以来、クールビズ、ウォームビズをはじめコピー紙の裏面再利用、役場で出る古紙のリサイクルのほか蛍光灯をLEDに順次切りかえるなど、CO₂削減と節電に取り組んでおります。学校や児童館などでも、夏場に緑のカーテンを設け、省エネルギーに努めているところでございます。また、町民の皆さんには、広報紙やホームページなどを通して、CO₂削減と節電への理解と取り組みの呼びかけを行っております。

今後につきましても、これまでの取り組みはもちろんのこと、さらにCO₂削減と節電を推し進めてまいります。

次に、2番目についてお答えいたします。

電力小売の自由化は平成12年から段階的に拡大されておりまして、一般電気事業者と言われる各地域の電力会社10社のほか、自前の発電施設での電力や工場などの自家発電で余った電力などを利用し、電力小売事業に新規参入した事業者も電気の供給を行っております。この新規参入事業者が特定規模電気事業者、先ほどお話をございましたPPSと呼ばれる事業体でございまして、各地で電力の小売事業を展開しているようでございます。

この自由化によりまして、電力を他の商品やサービスと同様に選んで買うことができるようになり、電力を提供する事業者側も、その特色を打ち出してくることが

考えられます。例えば、風力や太陽光など、再生可能エネルギーで発電をする電力会社を選べばその普及を推進することができますし、価格を優先したいと考えれば、別の安い発電方法をとる会社や割引メニューを設定している会社を選択することができるようになるわけでございます。

ただ、これまでの電力供給は、1地域を一つの電力会社が独占する形をとってきておりましたので、蓄積したデータや知識により必要な電力量が予測でき、これが電力の安定供給につながってまいりましたが、新規事業者がふえますと、需給の予測が甘くなったり、停電を引き起こしたりする恐れもあることや、責任の所在、安全性を確保する体制の構築が必要になることが指摘されているようでございます。

また、東日本大震災以降、原子力発電の停止等の影響で電力の取引価格が震災前と比較して3倍以上に高騰し、電力の調達が非常に厳しくなり、事業からの撤退が急増しております、電力不足が常態化する中では、まだまだ十分な力を発揮できていないという状況もあるようでございます。

現に、平成23年度は調達できた国の機関においても、平成24年度分の電力調達の競争入札において応札者がいないという事例も発生しているようでございます。このような現状を踏まえますと、電力の調達については、先進自治体や近隣自治体の動向、または社会情勢等を見据え、今後検討していく必要があろうかと考えております。

最後に、バイオマス発電所の件について私は、健康、観光、環境を意識した住みやすい篠栗町を目指しているわけでございます。また、国が目指している循環型社会に一つの町がどう貢献できるかを真剣に考えながら、次世代に誇れるような新たな町の個性を創造していきたいと、これまで何度も申し上げてきたところでございます。

議員がおっしゃられるように、環境に優しい産業の育成は非常に大切と思います。しかしながら、カーボンニュートラルの厳密な考え方やバイオマス発電等の技術などに関して、まだまだ勉強しなければいけないことが山積していると思いますので、十分検討した上で、太陽光発電等も含めて、今後のバイオマス発電等事業について、今後のまちづくりに生かしてまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 1番、村瀬敬太郎議員。

○1番（村瀬敬太郎君） 新総合計画の作成に向けて、現在、準備を進められておると思いますが、町のイメージづくりと申しますか、将来の町を創造することという

ものは大変大事なことだと私は考えております。将来的な篠栗町のイメージとして、どのようなものが町長はよいと考えておられますでしょうか。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 非常に広いお話ではあろうかと思います。ましてや、新総合計画は、単に私の考えだけが反映されるものではございませんで、広く町民の皆さんに、この篠栗町としてこういうものが一番ベストだなと思ってもらえるような計画にしていく必要があろうかと思います。

そしてまた、その中で、たびたび私が申し上げておりますように、新しいまちづくり基本条例等もつくりていきながら、50年、100年という長きにわたる町の方向性の指針を示した上で、それに沿う行政が今後も行われるべきだと考えております。

そうした中で、私がたびたび申し上げております環境と健康と観光を意識したまちづくり、そしてまた、バイオマス産業あるいはバイオマスという思想、それから構造、そういうものを意識した次世代型社会の推進、これは総務省が提唱しております緑の分権改革という新たな取り組みに沿うところでございますが、それを前提としたさまざまな取り組みを売り込んでいく必要があろうかと思っております。

具体的には、今後、いろんな人の御意見でその総合計画が固まっていくことになりますかと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、次に参ります。

質問順位6番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 議席番号2番、飯田でございます。空き家対策について質問いたします。

現在、篠栗町は、福岡市のベッドタウンとしても人口は増加しています。しかし、多くの方が新築の戸建てやマンションに居住され、築年数の古い家は所有者の高齢化や核家族化が進み、無人状態で、空き家として放置されています。このような空き家を放置しておきますと、老朽化による倒壊や害虫の発生、犯罪の誘発、火災の発生など、近隣住民の生活に不安を与えてまいります。町内でも老朽化した危険な空き家が見受けられるようになってまいりました。本来なら所有者が責任を持って適切に管理すべきものと考えます。

千葉県松戸市では、本年4月1日より空き家対策で、所有者に適正管理を強く促す条例が施行されます。「本条例は、だれもが安心して豊かに住み続けられる住生活の実現に貢献すると考えます」とありました。同様の条例は、県内では宗像市が

ことし1月に施行しており、糸島市は開会中の3月定例会に提案され、朝倉市も、老朽危険空き家の適正管理に関する条例案を定例議会に提案されました。可決されれば4月1日施行の予定です。

これまでにも空き家対策については、旧産炭地域など一部の地域で取り上げられ、一般質問されていました。そのときは長崎市の老朽危険空き家対策事業実施要綱の事例をもとに情報収集し、本町でも取り組めるものか検討したいと言われておりました。その後、検討しているのであれば、具体的に示してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

空き家対策につきましては、一部地域の問題としてではなく町全体の問題として、他市の条例の効果等を見つめながら、篠栗町に合った対応を考えていく必要があると思います。篠栗町において、「安心して暮らせるまちづくり」のために何か対策を考えておられますか、町長の考えをお聞かせください。

以上で終わります。

○議長（今泉正敏君）では、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君）それでは、飯田議員の空き家対策についてという御質問に答弁いたします。

基本的に空き家という概念をもう少し狭めた老朽化した空き家ということではなかなかどうかというふうに思いますが、つい私どもも、この老朽化した空き家対策については、実際、どこが所管していくべきかというようなことも含めて、私、副町長をはじめ総務課、まちづくり課、建設課等で協議していったわけでございますけれども、現状のところ、とりあえず窓口として建設課においていろいろな情報収集をし、今後の対策を考えていこうということを取り決めたところでございます。

それでは、御質問の趣旨に添って答弁いたします。

空き家となった老朽家屋の問題につきましては、全国的にこの話題が取り上げられているようでございます。特に過疎化が進む自治体においては、市街地に住まわれる人の高齢化や高齢者の問題などで空き家となり、その空き家が適正に管理されない場合など、倒壊の恐れが先々あるような危険な家屋となる可能性が出てくるため、この問題の解決に向けて、各自治体でいろいろな対策に取り組んでいるところでございます。

他の自治体における取り組みの事例といたしましては、議員が言われましたように、千葉県松戸市では、「松戸市空き家等の適正管理に関する条例」が本年4月か

ら施行されます。その内容は、市民などから管理不全な空き家の情報の提供があつたとき、市は立入調査を行い、管理不全な状態であると市長が判断したときには、所有者などに必要な指導、助言、勧告、命令などを行うことが可能であり、また、命令に従わない場合、住所・氏名などの公表ができることとなっております。

また、報道によると、秋田県大仙市では、「空き家の適正管理条例」と「行政代執行法」に基づき、市が、倒壊の恐れのある空き家の所有者に再三指導・勧告を行ったが、所有者が応じなかつたため、市がこのまま放置はできないと判断し、解体・撤去を執行することを所有者に通知し、解体する予定になっているという報道がございました。費用は市が立てかえて、土地が競売にかけられたときに債権者の一員として受け取る予定であるとの報道でございました。

本町における現在の状況についてでございますが、昔から住んでいた人の高齢化、転居及び後継者問題などから空き家となり、その維持管理が不十分なため倒壊のおそれがある空き家が見受けられるようになりました。本町では、そのような空き家の所有者などに、防災上、安全上及び衛生上の観点から、適正な管理などを促す通知文書を送付するなど、地域の環境保全などが保てるよう努めておりますが、なかなか改善までには至っておりません。

本来、空き家となった老朽家屋の問題については、所有者が責任を持って、みずからの費用により適正に管理し、解決していくことが基本であると考えておりますが、適正な管理がなされない場合は、生活の安全性の確保ができず、周辺地域の環境保全が図れることとなります。このような事態とならないために、さきに紹介した先進地事例及び他の事例などを参考としながら、関係課と連携し、本町の現状に合った対策を考えていきたいと考えております。

○議長（今泉正敏君） 2番、飯田浩二議員。

○2番（飯田浩二君） 先ほど申しました松戸市などほかの自治体は、適正な管理や指導に応じない所有者に対して最終的に住所や氏名の公表をされるとなっていますけど、これが懲罰的な氏名公表として余り効果は期待できないと思うんです。だから、もう一步踏み込んだ対応を何か考えておられるならお聞かせいただきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） ただいまの答弁でも申し上げましたとおり、本来、この空き家となった老朽家屋、これは所有者が責任を持って、みずからの費用により適正に管理、解決していくことが基本であることは言うまでもございません。そういう意

味で私どもは、その所有者に対し、今、私どもからできる範囲の通知等を行っているところでございます。

しかしながら、それがなかなか改善されないという中で、いわゆる火災とかが発生するようなことになってもいけませんので、今後どういうふうにやっていくかということは非常に苦慮しているところでございます。

一步踏み込んでというお話でございますが、これを法的な部分でクリアしながら解決していくための準備というのは今、やっておりまして、今、議員がおっしゃつたように、ただ氏名を公表するだけにとどまつては何の効果もないと思いますので、今後、十分慎重に、そしてなおかつ具体的な取り組みとして考えていきたいと思っております。

○議長（今泉正敏君） それでは、質問順位 7 番、横山久義議員。

○4 番（横山久義君） 議席番号 4 番の横山でございます。通告に沿つて、順次、質問をいたします。

まず初めは、次期ごみ処理施設建設についてであります。

現在稼働しておりますごみ処理施設「クリーンパークわかすぎ」は、平成 14 年 12 月 1 日から稼働を始めておりますが、早いもので既に 9 年と 4 ヶ月が過ぎようとしております。周知のとおり、この施設の使用期間は平成 30 年 3 月末までとなつております。残すところ 6 年であります。

平成 24 年度の町長の施政方針に、「次期ごみ施設に関する項目が含まれております。関係する部分を読み上げますと、「須恵町外二ヶ町清掃施設組合の今後の運営につきましては、平成 29 年度という一応の区切りがございます。今後、議会、関係住民の皆様や 2 カ町の町長や組合議会と協議しながら、平成 30 年度以降の運営について、平成 24 年度中に方向性を出すことができればと考えております」とのことでした。

この方針をお聞きし、私は、大きな不安を感じずにはいられませんでした。「関係住民の皆様との協議」などと述べられること自体、明らかに「継続」を意識されているように思えるわけですが、過去において施設をお願いする際、無理を承知でお願いした経緯がございます。したがって、継続は選択肢から取り去り、あくまでも新規に施設を建設する覚悟が必要であると考えます。

新規にごみ処理施設を建設するには、構想から稼働開始まで 10 年は必要だと言われております。このことは、クリーンパーク後の次期施設建設にも言えることがあります。残すところ 6 年となった現段階で、新たな場所に施設を建設するために

は、計画はかなり進んでいなければなりません。事業主体、処理方法及び建設場所等がどのようにになっているのかについて、説明を求めたいと思います。

ところで、平成20年9月議会において、クリーンパークに関する永柄元議員の質問に町長は、「クリーンパークの今後は、糟屋5町ごみ処理に関する覚書において、稼働後5年をめどに次期処理施設の検討することになっております。糟屋5町ブロック幹事会において、新しい清掃施設の視察を行い、建設費・ランニングコスト等の比較協議や検討を始めている」と答弁されております。

地元との協議書に明記されておりますように、クリーンパークわかすぎに関しては、あくまで篠栗町、粕屋町、須恵町の3町の枠組みしか地元は認めておりません。志免町と宇美町は、あくまでも燃えるごみに関し処理委託を認めているにすぎません。ですから、3町がほかの町と合併した場合は、この施設を使用させないとの考えであります。

そういう状況の中で、5町の覚書では、あえて次期施設の検討課題に新たな事業主体を含めております。つまり、現在の施設は継続しないことを前提に協議は行われているわけであります。そうならば、5町ブロック幹事会で視察に行かれるのも理解できますが、私が調べた限り、施設組合の視察はあっても、5町の視察を確認できませんでした。議長もこの幹事会のメンバーであることから、町長答弁が間違っていたなら訂正を求められたはずです。したがって、視察は実施されたと考えるのが妥当だと思います。いつ、どこの施設を視察されたのかを参考までにお聞かせください。

また、5町の覚書には、次期施設の検討開始時期のほかに次期施設の場所の特定等、具体的対応のめどについてもうたってあったと思います。その時期がいつなのかについても明らかにしていただきたいと思います。

次はこの質問の最後になりますが、現在、切通池から小林四つ角までの道路建設が進められております。担当課の皆様には、地元地権者との交渉等で多大な御苦労をおかけしていると思っております。

ところで、先日、地権者の方からお話を聞きした際、疑問に思ったことが幾つかありますので、ここで町長に確認の意味を含め、お聞きいたします。

地権者との交渉過程で、道路敷地から外れた谷合いの農地を町が買い上げるだとか、三つ葉の里が買うだとかの話が町長からあり、それならば文書をくださいと言ったら、「それはできない」と言われたとのことでした。地権者の承諾が谷合いの農地も買ってもらえることが前提であったことは明らかですが、そうだとすれば、

その約束は実行されなければ、地権者を騙したことになります。ただ、実行するにしても、町としてその土地が必要かどうかの審議を済ませた後でなければ、軽々しく約束はできないと考えます。約束された土地はかなりの面積ですが、この地域を購入する目的と議会への相談の有無について、お聞かせください。

また、三つ葉の里が購入することになっているのかどうかについてもお聞かせください。

次は、森林セラピー基地に関し、ごく基本的なことについて 7 項目お尋ねします。

質問その 1、森林セラピー基地を全面的に打ち出すには、森林に対する感謝の気持ちや森林の重要性について熟知していなければならぬと考えます。ですから、まず初めに、町長の森林に対する認識をお聞かせ願います。

質問その 2、森林セラピーの認定を受けたことを殊さら強調されているくらいがありますが、セラピーの認定がどれほど貴重なことだったのかを知る上で、次のことをお尋ねします。

一つ、セラピーの認定はどの機関で行い、認定を受けるとどのような特典があるのか、一つ、過去に案内板や木柵の遊歩道が整備された際、補助率 66.7% の補助事業が適用されております。今回、役場前にモニュメントや別の場所には案内板が設置されておりますが、国・県の補助等はあったのでしょうか。

質問その 3、森林にセラピー効果があることは経験的にだれもが知っております。そのことをあえて多額の調査費を使って証明する必要があったのかどうかをお尋ねします。

質問その 4、現在のところ福岡県内では、我が町と八女市、そして、うきは市の三つの自治体が認定を受けております。全国でも 50 程度の自治体ぐらいしか認定を受けておりませんが、認定を受けた森林にはセラピー効果があり、そうでない森には、その効果がないとは到底思えません。その違いは、認定の申請をしたか否かの違いだと考えます。

ここでお尋ねですが、セラピーの申請を行い、調査費を使ったものの認定を受けられなかった地区が過去にあれば、教えていただきたいと思います。

質問その 5、日本には「名水百選」や「名山百選」といったものがあります。セラピーにも百選なるものがあって、その中に篠栗の森が入ったのであれば認定の価値は、はかり知れないものとなると考えます。しかし、セラピーの認定は今後も続くものと考えねばなりません。将来、認定地区が数百カ所になった場合、認定の価値が減少することを覚悟しなければなりません。そうなる恐れは多分にあるかと

思いますが、そのときでもセラピー基地の看板を掲げ続けられるつもりなのか、お聞かせください。

質問その6、「セラピー基地はどこでしょうか」と町外の方から尋ねられ、返事に困ったという話を聞きます。このような場合、どのように対応したらよいのか、マニュアル的なものがあれば、町民の皆様に教える必要があろうかと思います。いかがでしょうか。

質問その7、最後の質問になりますが、セラピー基地を掲げたものの、森の中では携帯電話が通じないのが現状であります。現代人にとって携帯電話は不可欠な存在で、ケータイが通じないだけで大きなストレスを感じ、セラピーどころの話ではなくなるのではと心配します。また、セラピー道路に通じる道の並木が枯れたり、傾いたままになっているのが目立ちます。セラピー基地に到着する前に幻滅される恐れが多分にあろうかと思います。これが我が町の現状であります。ですから、セラピー基地を宣言する前に準備しなければならなかつたことがたくさんあったように思えてなりません。

北海道で認定を受けた地区が2カ所あります。しかし、その中で最初に認定を受けた自治体は、その後、準備不足を理由に、認定2年後に看板をおろしております。私は勇気ある決断だったと評価しております。我が町も基本に立ち返り、考えを練り直す必要があると思っております。町長の見解を求める。

○議長（今泉正敏君） それでは、答弁を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） それでは、横山議員の二つの質問、まず、次期ごみ処理施設についてのほうから答弁いたします。

まず、次期処理施設の処理方法及び建設場所についての御質問でございました。横山議員の御承知のとおり、クリーンパークわかすぎは、廃棄物の再生、循環型社会の構築を目指して、ごみを焼却するのではなく RDF、つまり固形燃料化する施設として平成14年12月に供用開始いたしました。現在も RDF は、大牟田リサイクル発電所へ搬送し、発電の燃料として使われております。

次期施設の処理方法及び建設場所等についてでございますが、処理方法といたしましては、現在の RDF 化のほかストーカ炉による焼却方式やシャフト炉によるガス化溶融方式等が考えられますが、安全性、安定性、経済性、環境への影響などいろいろな観点から比較検討を行う必要がございます。

特に、現行の RDF 化に関しましては、平成13年3月に大牟田リサイクル発電

所とR D F の供給及び処理委託に関する契約を提携しており、組合の一方的な意思による撤退ができない状況にあります。現在、県、大牟田リサイクル発電株式会社及び加入組合等でこの事業延長問題を協議しているところであります、このような状況を踏まえ、総合的に検討しているところでございます。

2番目、糟屋5町ブロック幹事会で視察に行った日程及び次期施設に関する検討内容の説明をという御質問にお答えいたします。

関係5町の環境担当課長で組織する糟屋5町ブロック幹事会におきましては、平成20年8月6日に、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合のごみ処理施設である「クリーンヒル宝満」を視察いたしております。この施設は、高温ガス化直接溶融炉により処理を行うもので、発電施設も備えた施設でございます。当時、処理方式としては、この溶融方式が注目を浴びておりましたが、現在は、安全性、ランニングコストの面から、焼却方式も見直されているところでございます。

平成11年12月4日に締結されました「糟屋五町のごみ処理に関する覚書」では、「事業主体については、施設の稼働後5年以内をめどに、将来の対応方針を明らかにすることを目標とする」とうたわれております。この時期に、ごみ処理施設に関する件につきましては、5町による覚書で目標とされている行程よりもおくれてはおりますが、今後の廃棄物行政に支障のないよう、できるだけ早期に方針を決定し、皆様に御報告できるよう、鋭意努力しているところでございます。

3番目の御質問でございます。

この質問は乙犬切通線用地買収の残地の件だと考えます。残地につきましては、平成21年に地権者より、公共的に利用できる施設としての使用を考えてもらいたいとの要望があり、当時の総務建設委員会に要望の説明及び報告をいたしております。

私にとりまして、須恵町側から整備されてきた周辺道路の整備は、ごみ処理行政を遺漏なく進める上での最優先課題との判断から、施工中の乙犬切通線、乙犬中園線の平成24年度いっぱいでの道路の完成を目指してまいりたいと考えております。

次に、セラピー基地につきまして七つの項目がございました。1番目と7番目を私のほうから答弁し、残りを担当課であります産業観光課長から答弁させていただきます。

まず、最初の森林に対する私の認識を問うとの御質問でございましたが、私は、毎年実施しております「行政区説明会」で、町民の皆様には、町が目指すべき「環境、健康、観光」の重要性について御説明いたしております。

とりわけ環境におきましては、町の約7割を占める森林がすばらしい景観の形成に寄与していることは言うまでもありません。さらには、土砂流出の防止、水源の涵養、保健の機能等、公益的な機能を持つことも十分認識しております。そして、その機能の低下を補うために、荒廃森林再生事業や県が実施しております地産事業など、積極的に取り組んでいるところでございます。また、遊歩道沿いの荒れた竹林につきましては、町内ボランティアの協力で整備を行っているところでございます。

7番目の森林セラピー基地について、基本的なことから見直す必要があるのではとの御質問でございますが、まず、携帯電話が通じない場所があるとの御指摘ですが、最近は改善される方向にはございます。そして、森林の中におきましては、どうしても携帯電話がつながらないところがありますので、森林セラピート体験をしていただくときには、森の案内人2名で実施いたしているところでございます。

また、枯れ木や倒木が目立つ等の御指摘ですが、自然を体験していただく以上、そのような場所もあることは事実でございます。それはすべて悪しきことではないとも考えております。とはいいましても、自然災害などによりコースを散策していくことに支障を来すような場合は、速やかに改善してまいっております。

もともとふだんから多くの方々で利用される遍路道や遊歩道等をセラピー道路として設定しております。歴史的な雰囲気も醸し出しておりまして、多くの手をかけることは避けているところでございます。今後は、既存の林道などを活用し、新たなセラピーロードを設定して、さらなる森林セラピー基地の魅力をふやし、観光協会、商工会、観光商店会、旅館組合、食堂組合、靈峰会等と一緒にになって森林セラピー案内人の会「森の風・篠栗」等の御協力を得て、御賛同をいただいております皆様と一緒に森林セラピー事業を推進する所存でございます。

それでは、担当課長から、後のその他の質問について答弁させます。

○議長（今泉正敏君） 三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） それでは、2番目から6番目の項目について、私のほうから答弁をさせていただきます。

森林セラピー基地についての2、森林セラピー基地の認定はどこで行ったのか、またどんな特典があるのか、モニュメントや案内板の設置に補助金がつくのかについての質問にお答えいたします。

基地として認定した機関は、NPO法人森林セラピーソサエティです。

そして、特典はとのことですが、「森林セラピー」、「森林セラピスト」、「セ

「ラピーロード」という商標の使用が許されているということです。商標登録されておりますので、認定されていない市町村等では勝手に使用することができません。

また、モニュメントや案内板等の設置にかかる補助金はとのことですですが、当事業を行うことでの直接的な補助制度はございません。しかしながら、町の目玉事業等に活用できる産炭地域活性化基金交付事業として実施できたのは、認定があったからでございまして、実際に財団法人福岡県産炭地域振興センターから事業費の9割ほどを交付金としていただいております。

次に、3番目、調査費を使って、あえて証明する必要があったかとの御質問についてでございますが、森林セラピーの効果があることを証明することにより、森林セラピー基地の認定を受け、広く町内外に情報発信ができること、そして篠栗町のブランドとしての価値を高めることに必要なことでした。そして、実際に新聞、テレビ、ラジオ等のメディアに広く取り上げられ、「森の鼓動が聞こえる遍路の里」、「都心に近い森」として、町の観光資源としての篠栗四国霊場等をPRするよい機会となっております。

次に、4番目、森林セラピー基地の認定が認められなかった事例があるのかとの質問についてですが、調査費をかけない1次審査において申請が受け付けられなかった事例があると確認をしております。

次に、5番目、森林セラピー基地が全国で数百を超える、森林セラピー基地の看板を掲げ続けるのかとの質問についてですが、当初から認定団体において、全国で100カ所程度を目指したいと進められてきた事業でございます。こうした意味においては、議員が例として挙げられた「名山百選」や「名水百選」と同様の価値を将来有することができるものと確信を持って事業を展開しているものでございます。

その認定は、平成18年にスタートしておりますが、我が町では、先進基地の認定状況やその後の事業の展開、可能性を見きわめた上で、平成20年に申請を行い、平成21年3月に、全国36番目の認定を受けたものでございます。

現在、福岡県内に八女市、うきは市が認定を受けており、福岡県の観光協会の補助金を受けて、共同でパンフレットの作成やPR活動を行っています。

また、九州管内でも、本町を含め八つの基地があり、九州・沖縄森林セラピー基地ネットワーク会議を設立し、お互いに情報交換をしております。2月には共同でポスターを作成し、九州管内の森林セラピー基地を共同でPRし、その効果についての周知に努めているところでございます。

横山議員が言われるような認定地域が数百になるかどうかはわかりませんが、篠栗町ならではの特徴を生かした「森の鼓動が聞こえる遍路の里」、「都心に近い森」として、森林セラピー基地“篠栗”をPRしていきたいと考えます。

次に、6番目、町の「森林セラピー基地」はどこかとの御質問ですが、篠栗町では、全域を森林セラピー基地に認定しております。そして、セラピーロードとして若杉・荒田高原を中心に四つのコースを設定しております。パンフレット等は、産業観光課、観光案内所等に設置しておりますので、周知方よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） まず最初の、次期ごみ処理施設に関してでございますが、この課題は非常に我が町にとっても、また5町にとっても大きな課題であるというふうに思っております。これから毎回、議会のたびにこれの関連の質問はさせていただきたいと思っておりますが、今回、再質問させていただくのは、次期施設建設のタイムスケジュール、これは覚書、あるいはまた覚書の解説書というものがあると思いますが、そこにはっきりとその期間を明記しております。

まず、現在のクリーンパークわかすぎは、稼働できるのが15年間で、平成14年12月1日から30年の3月末までということで、最初の5年間は、新しいプラントがうまくいくかどうかということを主に見ようということだろうと思うんですが、その終わった後、いわゆる5年後、三浦町長も言われましたように、次期の建設に向けての検討をしなければいけないということになっております。そして、稼働から10年、いわゆる期限が切れる5年前には、具体的なことをある程度取り決めをして、検討に入るというふうになっているわけでございます。

私の経験上、今のクリーンパークわかすぎですが、造成からプラント建設に丸3年かかっておりまます。当然、その前の1年間は設計にかかるわけです。ですから、実務、実際の設計施工に丸4年かかるわけですが、あと残された丸4年を引きまと2年間しか残りません。この2年間でどこの町に、そしてどこの場所に置くのか、あるいはまた事業主体、今は3町の施設組合で運営しているわけですが、宇美、志免をどうするのか、そういう取り決め、いわゆる事業主体の取り組み、あるいはまたRDFでいくのか、さっき町長が言われたように、溶融にするのか、単純な燃焼方式でいくのか、そういうものをすべて決めなければいけない。そして、手をおろしたところの大体の同意を取りつけるまでをあと残り2年間でやらなきゃいけない。

正直言って非常に難しいんじゃないかなと思っております。

これはお願いなんですが、今の答弁を聞くと、検討の必要性があるというような答弁でしかありません。今までどういう検討をされたのかということが全然答弁に入ってないんですね。ですから、検討された具体的な事業主体をどうするのかぐらいは決めておかなきゃいけない。そういうものがあったのかないのか。

最近、5町のブロック会議があったと思います、2月21日ですか。そのとき志免、あるいはまた宇美町から質問があつてていると思います、次期施設をどうするのかと。ということは、結局、今までそういう検討がなされてないということの裏返しじゃなかろうかと思っております。心配しております。ですから、そこらをもう少し詳しく答弁をお願いしたいと思っております。

それから、道路をつくった残りの谷合いの農地、残地というふうな表現をされていますが、残地というのは、一つの田んぼがあります。例えば、そのうちの半分を道路用地にとられたときの残りのことを残地と言います。私が言っているのはそうじゃない。全然、道路用地にもかかってない地、しかし、向こうの山との谷間の農地すべてを買い上げるというふうな答弁というか約束をされている。そのことを私は言っているんですね。ですから、そこはどうなっているのか。あるいはまた、三つ葉の里を買い上げるだとか、そういうことの答弁がなされていない。だから、そういうことをもう少し答弁をはっきりしていただきたい。

それから、次の森林セラピーですが、私は、道路の並木が枯れていると言っているんですね。道路からはみ出たところは、自然の森に枯れ木があったってそれは構わないんですよ。並木が枯れているのがある、傾いているのがある、そういうのはいかがなものかということを言っているんですね。そこら辺は管理の手落ちじゃないかなと私は思っておりますんで、そこの答弁をしていただきたいなというふうに思っております。

それから、たくさん聞きたいことはあるんですけども、これは産業観光課長にお聞きしますけれども、モニュメントなんかの補助はありませんでしたと。しかし、産炭地域振興の交付金をいただいておりますと。これは別にこの事業に使わなくてもいいんですよ、この交付金は。篠栗町にはこれだけの交付金はあてがいますよというはあるわけですから、ただ何でもかんでも使えませんよというだけの話です。ですから、これに使わなくても、別にふさわしいものがあれば使えるわけですから、それは補助金でも何でもないということです。

それから、この森林セラピー、町外の方から聞かれて、私は、町として町民の方

がそういうふうに聞かれたときにどういう対応をしたらいいかわからないと。ですから、町民の方にそういうマニュアル的なものを、やはり町は責任を持ってされたらどうかということを言っているわけですから、私は、森林セラピー基地が何なのかをここで聞いているわけじゃない。町民の方でわからない人がたくさんおられます。現実問題、どこですかと。その方は、金出で農作業をしてあったから、私は樹芸の森をと言いましたけど、よかったですというふうなお答えだったんですね。それは間違いじゃありませんよというようにお答えしていますけども、やはり面食らわれると思うんですね。だから、そこらはもっと丁寧にマニュアル的なものを示したらどうかということを言っているだけですから、それについてお答えをいただきたいと思っております。

それから、セラピー基地は100カ所程度を予定されているというNPOの方針だと思うんですね。ただ、同じ100といつても、名水百だと名山百とは全然意味が違うんですね。セラピーの場合、申請をして100になった、もうそこで打ち切りますよという話だけじゃないです。本当に全国を見て、セラピーにどこがそれを順位づけるかは別として、そういう形で。選ばれた100だったら、私は物すごく価値があると思うんですね。別にけなしているわけじゃないんです。だから、これはこれで有効に使えばいいんだけども、やっぱりその前にもっともっといろんなやるべきことがあるんじゃないかなということを言っているだけですから、だから名山だとかの百とは違うんじゃないかなというふうに思っておりますんで、それをここまで高める。

例えば、この100の中に屋久島なんかが申請しなかったらどうするんですか。あそこはセラピー効果がないことになりますね。だから、そういうことじゃなく、セラピーでいわゆる認定を受けるなら受けて構いません。それを受けた以上はこれを活用しなきゃいけない。しかし、活用するにしても、余りにもそればっかり突っ走るんじゃないくて、もっと足元も見る必要があるんじゃないかなということを私はここで言っているわけです。

だから、一たんとまるということも大事だと思うんです。別に看板をおろしなさいということを言っているんじゃない。一たん立ちどまって考え直す。一たんとまると書いて正しいと書くわけですね。だから、そういうことも含めて慎重にやってもらいたいなというふうに思っておりますんで、今、取りとめなく言いましたけども、その中で答えられる分について、町長なり産業観光課長にお答えをいただきたいと思います。

○議長（今泉正敏君） それではまず、三浦町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） まず、1番目の質問の中で、少し御質問の趣旨がいわゆる行政の長としての私に対する御質問とクリーンパークを組織する須恵町外二ヶ町清掃施設組合に対する質問とが混同されている部分もあるように思いますので、その辺は整理して答弁し、あるいは整理して議員のほうからも、須恵町外二ヶ町清掃組合自体の運営、あるいは今後の方針につきましては、そこに選出されている議員の皆様もいらっしゃるわけですから、そういう議員の皆様方と協議していただいて、その議会あるいは組合長を交えた全員協議会等でしっかり議論していただくべく進めさせていただかなければいけない部分もあろうかと思います。

たまたま私が今、組合長もしておりますが、行政の長という立場で、ここは篠栗町長という立場で答弁していく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

まさに議員が御心配されているように、30年3月でこの当初14年12月から稼働した施設が15年経過するわけでございますので、それがいわゆるこれまで組合においても、あるいは関係する自治体の長、あるいは議員の皆様方においても、余り具体的に進展してなかったという御心配は当然そのとおりでありますので、それにつきまして私は、平成24年いっぱい、とにかく道筋をつくるべく関係機関と協議してまいりたいというお話を冒頭の施政方針の中でも申し上げたところでございます。

お話のように、プラント建設には、設計を含めて4年、その前の用地交渉の点の落とし込みからすると、とても5年じゃ足りないんじゃないかなというお話もございます。それは当然、そういうふうに御心配される向きもあろうかと思いますので、今後は、今から、これまでやってきたことの反省を含めて、具体的にクリーンパーク議会、あるいはクリーンパークの組合と一緒にになって進めていきたいと思いますので、今後、またいろんな問題について議会のたびごとに心配な点は御確認していただくということでございますので、ぜひそのような方向性で、とにかく29年度、30年4月以降のことについて、しっかりした具体的な形となるように一緒に進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それから、残地の件ということにつきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、私にとりまして、まず道路整備というものが今、この道路整備は、まずは絵をかかれたのが平成13年でございました。そして私は16年から取り組んでおりますけど、やっと8年かかって、24年度いっぱい乙犬切通線、乙犬中園線

ができようか。まだ一部用地買収が残っているところがございます。そこをまず用地買収を解決し、道路整備をすることがまず私どもの優先順位として取り組んでいけるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

2番目の御質問の中で、幾つかの点は産業観光課長から答弁いたしますが、産炭地域振興資金をこの事業に使うということにつきましてだけ私の方から申し上げますと、これは私どもの事業として、この森林セラピー基地をこうやって取り組むに当たり、産炭地域振興資金1億5,600万円あったと思いますけれども、そのお金の分を使わせていただくということを当時の議会で理解していただいて、そして、また賛同をいただいて、とり進めているところでございます。

いわゆる旧産炭地域ということで、非常に五条地域、六条地域においてはいろんな取り組みがなされてきたわけですけれども、それを一つの資金として、新しい篠栗町としての個性の創造のための一つの事業であるということで、それぞれの年次の予算の中で御賛同いただいているものと理解しております。

後の幾つかの項目については、産業観光課長から答弁いたします。

○議長（今泉正敏君） 三明産業観光課長。

○産業観光課長（三明祐治君） 残りの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、並木が枯れているという話なんですが、現地を改めて確認させていただいた上で、そういった確認の上で手を入れるかどうかを判断して、そのような努力をさせていただこうというふうに考えております。

それから、マニュアルづくり、情報発信の件ですが、まだまだ足りない面はあるかと思います。もっともっと努力して、町内外の皆さんに認識していただけるよう頑張りたいというふうに努力させていただこうと思います。

それから、百選等々のお話があったかと思いますが、森林セラピー基地“篠栗”がそのような価値を生むように銳意努力をさせていただくということで、お答えにかえさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 4番、横山議員。

○4番（横山久義君） 質問というより、町長が私の質問にお答えになってない部分がございますので、いわゆる切通池から小林四つ角の道路整備に関して、いわゆる「私は、谷合いの農地をすべて買いますよ」と、地権者にそういう約束をされている。その中で、三つ葉の里が買うというような項目も入っている。どちらがどう買われるのかしりませんけども、そのことについて明らかにしてくださいということ

を言っているんです。

残地は当然議会にも諮ってあります。だから、先ほど残地の説明を私はしたと思うんですね。要するに、一つの区画が途中から切れるだとか、そういうところの残りが残地と言うわけですから、それ以外の全然道路敷地に関係ない農地についても、谷合いでですから、向こうの丘までの農地を買うということですから、そういうことで既に地権者というのは、はんこを押しているわけですよ。ですから、そういうつもりはなかった。口約束だから証拠はないだろうというようなことじゃない。それこそ住民との信頼関係が損なわれるんじゃないかなと思いますので、その点をはつきりと答弁をしていただきたいということです。

○議長（今泉正敏君） 最初の答弁書の中に、そのくだりは先ほどなかったですか。そういう地権者からの要望があったということ、そういうくだりじゃなかったですかね。

○4番（横山久義君） 町長の答弁は、残地についてというふうなことだったと思うんです。私は答弁書は見ていません、聞いていますからね。だから、残地の意味が違うんですよ。残地というのはわかります。それは道路敷地に切られて、残りの田んぼが使い道がないから、それも一緒に買ってくださいと、それは当然のことですよ。それ以外に、道路に関係ないところの農地までも買うという約束がなされているから問題じゃないかなということで私はお聞きしているんですから、そこの中に三つ葉の里の話も出てきているわけですから、地権者は三つ葉の里のどうのこうのというのはわからない、聞かないとわからなかったわけですから、それはそういうふうなことを言ってあると思うんですよ。だから、そこら辺をはつきりしてくださいということを言っているんです。

○議長（今泉正敏君） 三浦町長。

○町長（三浦 正君） 先ほどから申し上げておりますように、また議員の通告書に書いてありますように、道路敷地から外れた谷合の農地を町が買い上げるだとか、三つ葉の里を買い上げるだとかの約束を町長が行っているようだがとありますけれども、私の答弁いたしましたとおり、残地につきましては地権者から、公共的に利用できる施設としての使用を考えてもらいたいとの要望がありましたと。これについては、当時の総務建設委員会にて、要望及び報告もしております。まずは、道路整備というものが最優先でございますので、切通線、中園線の道路整備をいたしました。

今、お話をあつてているような、外側のことというのはまた別事業のことであろう

かと思いますので、次期ごみ処理施設に関連するものとはちょっと違う次元の話であろうかと思います。今、私から申し上げられるのは、再三申し上げております答弁のとおりでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（今泉正敏君）　回数が3回になりましたので……

○4番（横山久義君）　先ほどのは、私は答弁されてないから答弁を促したということです。

○議長（今泉正敏君）　確認になりますけれども、じゃあ再度質問がありますか。

横山議員。

○4番（横山久義君）　地権者からの要望ということですが、それに対して町長は、約束してあるわけですよ。町なり、三つ葉の里が購入しましょうということを。だから、地権者の方は文書をくださいとまで言ってあるわけですよ。でも、文書は出せませんということまで言ってあるわけですから、そういうことを前提にはんこを押しているわけですよ、地権者は。ですから、これははっきりとした約束行為だということを私は言っているんですね。それならそれで、その土地をどういうふうに具体的に使うのかだとか、そういうことを議会にもお示しをして了解をもらわないと、三浦町長の任期は11月いっぱいですよ。次はどういう方が町長になられても私はしりませんよと言われたら、この話はどうなるんですか。そのことを心配して言っているわけです。ですから、そこをお答え願いたいということを言っているんです。

今、お答えできないなら、また6月議会でどっちみちこの処理施設に関しては行いますから、それまでにまとめてもらえばいいです。

○議長（今泉正敏君）　三浦町長。

○町長（三浦　正君）　先ほどから答弁したとおりでございます。

○議長（今泉正敏君）　時間が微妙なんですが、間もなく12時15分になります。予定議員があと1名ですが御協力願ったら、あと1名いきますが、よろしいですか。それでは、続けてまいります。

質問順位8番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君）　議席番号5番、大楠でございます。済みません、時間延長になりますが、おつき合いをお願いいたします。

それではまず、町立図書館の利用・運営状況を聞くということで質問いたします。町立図書館は平成5年に開設以来、多くの町民の方が利用されています。また、蔵書も豊富で、子どもからお年寄りまで、大変親しみの持てる施設となっておりま

す。長引く不況の影響もあってか、町民の方から、本を買って読むより、図書館で借りて読むということをお聞きいたします。私自身も、以前に比べれば図書館の利用が多くなっています。そこで、町民の方に図書館をもっと利用していただくため、以下のことをお尋ねいたします。

まず、1年間の図書館の利用者数・図書貸出冊数を尋ねます。あわせて、現在、広域の貸し出し制度の利用が行われておりますが、その利用件数の報告を求めます。また、開館時と現在の利用状況の推移を尋ねます。

次に、利用者の年齢層・性別等はどのような傾向にありますか、また、利用者に人気があるのはどのような本でございますか、それもお願ひいたします。

図書館では多彩な催しをしておられますか、人気のある主なものを尋ねます。

図書館を利用することによって、町民の方にもたらす経済効果、そういう金額はいかほどと推定しておられますか、報告をお願いいたします。

また、平成22年度において、年間の新刊補充の冊数と予算額を尋ねます。

次に、蔵書点検の日数が糟屋地区において、篠栗町は12日間と図書館の休館日が多いわけでございますが、利用者のサービスの面から、これをもう少し縮めていただきたいと思っております。改善はできないか、お尋ねをいたします。

最後に、本の紛失があると聞いております。ゆゆしきことでございますが、実態とこれに対する対策を伺います。

その他、皆様のさらなる利用をいただくために、当面する課題並びに方策を尋ねたいと思っております。

次に、若者の新規就農支援についてということでお尋ねをいたします。

政府の新たな新規就農支援制度は、平成24年度に始まります。45歳未満の新規就農者に、研修期間も含め1年間に150万円、7年間で最大1,050万円の給付をするという支援策で、今までにない思い切った政策を打ち出しております。

篠栗町の農業も、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、特に中山間地区でございますが、多くの今後の課題が山積しております。特に篠栗町では、今、述べました若者の新規就農者の、農業後継者が育っているということを近年聞いた記憶がございません。この際、国の手厚い支援策を利用いたしまして、次世代の担い手であります若者の新規就農者を定着させるべきと考えております。

そこで、3項目の質問をいたします。

- 1 新規就農支援策の概要説明を求める。
- 2 所管課において、対象になるような人材の把握はしておられますか。

3 この支援制度を成就するため、町としてどのような働きかけと支援をしていくのか、尋ねます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それではまず、1点目について郡嶋教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） それでは、御質問がありました町立図書館の利用・運営状況につきまして、お答えをいたします。

まず最初の年間貸出利用者数及び貸出冊数についてでありますと、平成5年度の開館時は3万7,000人の12万冊でしたが、平成22年度は6万4,000人の25万冊でした。また、平成18年度から平成22年度までの5年間の平均は6万2,000人で、24万8,000冊となっており、今後、図書館利用者数はさらに多くなるものと思われます。

次に、町立図書館と都市圏の図書館が相互に貸し借りすることができます広域制度の利用についてでございますが、県立図書館をはじめ、ほかの公立図書館から図書を借りた件数は、平成18年度の345冊から平成22年度は835冊となっております。また、町立図書館からほかの図書館に貸し出した件数は、平成18年度の117冊から平成22年度の270冊と、どちらも年々利用者が増加している状況にあります。

2番目に御質問の利用者の年齢、性別の傾向ですが、年齢で見ますと、最も利用が多いのは30代の20%となっており、次に小学生17%、40代17%、そして60代以上が15%、未就学児11%となっております。

また、性別では、女性の利用者が62%を占めている状況にございます。

3番目の御質問の利用者に人気がある図書は、一般書では最新の推理小説、児童書では「かいけつゾロリ」シリーズ、雑誌では主婦向けの月刊誌、視聴覚ではアニメのDVDとなっています。これらの最新の貸出順位は、定期的に町のホームページに掲載していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4番目の催しの御質問でございますが、毎月実施しているのが日曜日のお話会、土曜日の折り紙、児童映画上映会、将棋教室でございます。

また、生後10ヶ月児を対象としたブックスタート事業や視覚障害者へ広報ささぐりの録音を郵便にて送付する事業、布えほんの作成なども行っておりますが、そのほとんどが、図書館ボランティアの皆さんとの御協力をいただいている事業となっています。

そのほか、企画事業では、えほんフェスタ、人形劇公演、児童劇公演など、乳幼

児や児童を対象としたものを主な事業として行っています。

5番目の経済効果についての御質問ですが、例えば、平成22年度に貸し出した本を利用者が自費で購入したと考えますと、約5億円となります。そこで、町民1人当たり大体1万6,000円の講読をされたことになっているようでございます。

6番目の御質問ですが、平成22年度の購入冊数は、一般書2,669冊、児童書891冊、雑誌2,698冊、視聴覚資料90点でございまして、その金額は、図書714万4,000円、視聴覚資料44万1,000円、新聞・雑誌等が225万1,000円となっております。

7番目の蔵書点検の日数についてでございますが、糟屋地区の実態を調べましたところ、短いところで8日間、長いところでは、工事とあわせたときの17日間となっていました。それを平均しますと10日間でございますが、これらのことから、来年度の特別整理期間は、作業人員を集中させるとかいろんな方法をとりながら、極力短縮を図り、10日間程度で行えるように改善したいと思います。

8番目の本の紛失についてでありますが、毎年、特別整理期間の蔵書点検において不明になった本が判明するわけでございますが、平成22年度までは毎年約20冊の不明本が発生しておりました。しかしながら、今年度は今のところ92冊と減少しております。

紛失本を防ぐ対策といたしましては、平成22年6月より、利用者の安全のため職員による定期的な巡回を行うとともに、書架に本を返すときにも、あわせて近くを循環しながらカウンターに戻るなど、できるだけ職員が利用者の近くにいるようにしたことが、結果的に不明本の減少につながったと思われます。これからもこの巡回を続けながら、利用者の安全、安全と申しますのは、痴漢とかありますので、そういう意味でございます。不明本の減少に努めたいと思います。

9番目の課題と方策についての御質問でございますが、町では平成17年3月に、篠栗町子どもの読書活動推進計画を策定し、この中で特に子どもに伴う読書の普及に努めてまいりました。これからも、この子どもの読書活動推進を活動方針としながら、生涯にわたって読書に親しむ習慣を身につけてほしいと思っています。

また、利用者の学習や調査のための疑問にお答えできますよう、レファレンスサービスや小中学生を対象とした図書館体験や閉架書庫での閲覧企画などを行い、もっと図書館に親しめるような事業を計画していきたいと思います。

また、今後は、インターネットや携帯電話などを利用したサービスや電子図書の普及に伴う貸し出しなどについても検討しなければならないと思っているところで

ございます。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、2問目の質問に対して三浦町長。

○町長（三浦 正君） 私に対しましては、2番目に三つの質問をいただきました。

若者の新規就労支援についてでございますが、質問の1「新規就労支援策の概要説明を求める」ということでございます。

平成24年度から実施予定の「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」で位置づけられました青年就農給付金制度のことでございます。

まず、「人・農地プラン」についてでありますが、全国で農業従事者の高齢化や後継者の不足、耕作放棄地の増加などが原因で、5年後、10年後の展望が描けない地域がふえてくることは、御承知のとおりでございます。その地域・集落において、今後の農業について話し合いをしていただき、「だれが集落の農業を引っ張っていくのか」、「どうやって中心となる経営体へ農地を集めのか」などの「人と農地の問題」を解決するための未来の設計図を作成するものでございます。

この地域の「設計図」の中に新規就農者が位置づけられることが平成24年度から開始され、「青年就農給付金制度」における給付金の交付要件があるわけでございまして、この青年就農給付金は、農業を始めて間もない青年に給付される「経営開始型」と農業技術の研修中に青年に給付される「準備型」の2種類が設定されております。「経営開始型」は最長5年間、「準備型」は最長2年間給付が受けられ、給付金は1年間に150万円、最長で準備から経営開始までの7年間で総額1,050万円となります。

以上が、新規就農支援策の概要でございます。

御質問の2、「所管課において対象者になるような人材の把握はしていますか」及び3の「この支援制度を成就するため、町としてどのような働きかけと支援をしていくのか」という二つの御質問につきましては、関連がございますので、あわせて御回答させていただきます。

現在、この制度の情報が新聞等で少しずつ提供され、本町でも1件の問い合わせがあつておらず、現時点での情報提供しているところでございます。

そして、そもそも「人・農地プラン」の作成は、新規就農を希望される青年だけの問題ではなく、その青年が就農を希望する集落がどのような形で受け入れるかなど、新規就農者と集落の合意形成が大変重要な要件となつてまいります。また、新規就農希望者の今後の営農計画についても、独立して生計が成り立つ実現可能な計

画内容であるかなどを県の関係機関と検討した上で、「人・農地プラン」への位置づけをしなくてはなりません。

現在、国や県からの市町村への制度の概要説明が行われている段階では、これから交付条件等の詳細が示されますので、御相談いただいた就農希望者へ制度内容を周知し、関係機関との協議・検討を行い、我が町の農業の将来のため育成すべき担い手としての位置づけを前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 5番、大楠英志議員。

○5番（大楠英志君） まず最初に、図書館の件でございますが、これは私が思った以上に利用者数、または本の貸し出しは多く、開館時から比べますと倍以上の伸びを見せておりますということは、皆様に、それだけなくてはならない施設となつている状況であると思います。

また、広域貸出制度も多く利用されておりまして、今から進んであると思われる広域行政、この先駆けで、まことに結構な制度であると思います。また、この貸出制度を知らない方も多くおられますので、図書館になくとも広域制度であれば借りられるよというようなことをもっともっとPRしていただければ、まだまだ利用者数はふえるんではなかろうかと思っております。その辺のPRをお願いしたいと思っております。

また、今後の課題といたしまして、現在、図書館長は、社会教育課長と兼任であります。図書館をさらに充実していくには、専門の図書館長を置いたほうが、さらなる充実を図られると思っておりますが、その辺の考え方を教育長にお尋ねいたします。

それと、2点目の若者の新規就農支援でございますが、これは今から始まる制度でございます。篠栗町の農業・農地を後継者に、また癒しと美しい田園風景を後世にきちんと引き継いでいくことが、私たち現役農業者の努めでもございます。国の政策にのって、これをぜひするには、もうもろの条件をクリアしなければなりません。大変なエネルギーが必要でございますが、ぜひとも若者の、農業後継者の確保が実現するように、ひとつこれは要望いたしますので、お骨折りをよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） 最初の再質で教育長、どうぞ。

○教育長（郡嶋正弘君） 図書館長の設置をというようなことについて再質問がござ

いましたが、御質問のとおり、現在の図書館長は社会教育課長が兼務しております、図書館業務については、司書資格を有する副館長と嘱託職員3名、そして主にカウンター業務を行う職員で1日6名から7名の体制で行っておりまして、現在、図書館としての機能は維持していると思っております。

しかしながら、図書館設置条例にございますように、町民の方の図書やその他の図書館資料に対する要求にこたえるには、図書館サービスの指揮者としての役割も重要だと思います。そこで、専任の図書館長の必要性について、今後検討していくたいと思います。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして散会といたします。

散会 午後0時34分